

平成22年7月1日

琴浦町における「人権教育」

琴 浦 町
琴浦町教育委員会

琴浦町では平成16年9月1日の町村合併を契機に、町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例を制定、人権・同和教育課を設置し積極的に施策を推進してきました。

そして、学校教育や社会教育において同和教育と位置付けていたこの教育及び啓発を「人権・同和教育」と町独自に呼称し、これが定着しています。

国際社会、国そして県の動向が同和教育から人権教育に転換される中、本町の「人権・同和教育」について整理し、改めてその意味を明確にしたいと思います。

1. 同和教育について

同和問題を解決する重要な方策である「同和教育」は戦前、それまでの融和教育に引き続いて昭和16年（1941年）から行政用語として用いられるようになりました。

戦後になり公式に用いられたのは昭和27年（1952年）文部省の次官通達からです。

同和教育については、同和対策審議会答申（昭和40年）の第3部、4. 教育問題に関する対策、（1）基本的方針の文中において「同和問題の解決に当たって教育対策は、人間形成に主要な役割を果たすものとしてとくに重要視されなければならない。（中略。）したがって同和教育の中心的課題は法のもとの平等の原則に基づき、社会の中に根強く残っている不合理な部落差別をなくし、人権尊重の精神を貫くことである」と規定しています。

国はこの同和対策審議会答申を踏まえ、同和対策事業特別措置法（昭和44年）、地域改善対策特別措置法（昭和57年）、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和62年）をそれぞれ制定し平成14年3月31日まで特別対策を実施してきました。

2. 同和教育から人権教育へ

特別対策の成果と評価については地域改善対策協議会意見具申、同総括部会報告書（平成8年）が提出されており、報告書の4. 今後の重点施策の方向（1）差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進の項目で「今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきと考えられる。その中で、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組みを踏まえて積極的に推進すべきである。」と今後の方策の基本的な在り方を示しました。

3. 人権教育について

同年、政府はこの意見具申を受け「同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育・啓発に関する地域改善対策特定事業を一般対策としての人権教育・啓発に再構成して推進」することを閣議決定し、人権擁護推進法が制定（平成8年）されました。

さらに、国連10年国内行動計画（平成9年）や人権擁護推進審議会答申（平成11年）等の経過をへて平成12年「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されました。

同法の制定が「同和教育」から「人権教育」への大きな転換期となりました。

「人権教育」については同法第2条において「人権教育とは人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と定義していますが、これまで私達が「同和教育」で取り組んできた「同和問題」の解決については条文がありません。

4. 人権課題と同和問題について

しかし同法第7条の規定に基づき策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年）では、取り組むべき人権課題12項目（※注1）の1つに同和問題を掲げ、文中「地域改善対策特定事業については、平成14年3月の地対財特法の失効に伴いすべて終了し、今後の施策ニーズには、他の地域と同様に、地域の状況や事業の必要性に応じ所要の施策が講じられる。したがって、今後はその中で対応が図られることとなるが、同和問題の解消を図るための人権教育・啓発については、平成8年5月の地域改善対策協議会の意見具申の趣旨に留意し、これまでの同和問題に関する教育・啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ、同和問題を重要な人権問題の一つとしてとらえ、以下の取組を積極的に推進することとする。（（1）～（10）略）」と明記されています。

これは法律により同和教育から人権教育へと呼称が変わっても、同和問題解決への取組みの重要性に変わりのないことを、この基本計画で明らかにしたものです。

5. 人権・同和教育について

本町における同和教育は、憲法に保障された基本的人権に係る課題である同和問題の解決を中心にしながら、差別の現実深く学び、一人ひとりの生き方や社会のあり様を問い直すことで、暮らしの中にある様々な人権問題に気づき解決していく取組みへと発展してきた教育です。

こういった経緯を振り返ると、本町においては、同和教育を発展させながら人権教育を行ってきたといっても過言ではありません。

そして「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の制定・執行を契機に「同和教育」は再構築され「人権教育」となりました。

しかし、「同和教育」が「人権教育」に変わるにより、「部落差別はなくなった」「部落問題を勉強する必要はない」など同和問題に対する誤った認識が生まれる可能性があります。

このため、本町の人権教育の推進にあたり、同和問題の解決へ向けた取組みが引き続き重要であることを再認識し、また周知することが必要です。

これを踏まえ

同和問題はなお未解決の現実の問題であり、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」において、この問題が重要な人権課題であると指摘している事を明確にするため、本町では「人権教育」を「人権・同和教育」とします。

※注釈1…平成23年4月1日より「北朝鮮当局による拉致問題等」が追加となり13項目になる。